

平成 29 年度 入札・契約制度の改正について (工事関係)

平成 29 年 3 月 31 日

1 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則、工期途中での交代は認めないこととします。なお、事後審査型一般競争入札については、入札参加資格確認申請書を提出した時点からの変更を認めません。

ただし、病休、死亡、退職等、真にやむをえない場合、受注者の責によらない理由により工事が中止された場合、工事内容の大幅な変更により工期が延長された場合又は適正な施工確保を阻害するおそれがないと監督員が認めた場合等は除きます。

※ 変更後の配置技術者等は、入札参加資格の技術者要件を満たし、変更前の技術者と同等以上の資格を有することが必要です。

2 低入札価格調査期間中に配置予定技術者を配置できなくなった場合について

低入札価格調査制度の適用工事において、低入札価格調査の実施により当該工事の落札決定を保留した場合は、落札決定するまでに一定の期間を要します。そこで、調査対象業者以外の者については、他の入札において落札者となり、当該調査中の工事で技術者が配置できなくなった場合には、その旨の申し出（別添参考様式）をすることによって、当該入札を無効として取り扱うこととします。

3 建設工事における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任における取扱いについて

平成 25 年度より実施しております、現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いに関する特例措置について、平成 29 年度も一部改正のうえ継続します。

【改正概要】

- 対象の発注機関に「宇和島地区広域事務組合」を追加
- 現場代理人の兼任について、「愛媛県の工事と兼任する場合は 2 件以内」を削除。3 件まで可。

(参考様式)

平成 年 月 日

宇和島市長 石橋 寛久 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

技術者配置不能の申出について

年 月 日に開札があり、低入札価格調査のため落札決定が保留されている
「 」について、他の入札に参加し落札者となったため、
当該調査中の工事については、技術者の配置ができなくなり入札参加資格を満たさなくな
ったので申し出ます。